

**8. 令和6年度第2回5者協定に係る健康会議(定例会議)(3/24)の件(報告・砂川常任理事)**

去る3月24日(月)本会館において開催された標記会議では、①5者協定に基づく『うちなー健康経営宣言』考え方の再確認、②健康課題改善のための健康支援について、③うちなー健康経営推進団体の育成について、④令和7年度本会議について、それぞれ説明及び意見交換が行われた。

当日は、本会議の今後のあり方について協議し、これからは各グループの進捗状況の報告と意見交換を行う場とする方向性が確認された。本会としては、要医療となった人たちをきちんと医療に繋げるため、産業医や産業保健支援センターとの連携のもと、事業を進めていくこととした。

**9. 令和6年度第3回おきなわ津梁ネットワークコアメンバー会議(3/24)の件**

(報告・比嘉理事)

去る3月24日(月)本会館において開催した標記会議では、①今年度の事業報告及び収支の件、②令和7年度医療情報開示病院の候補施設の件、③おきなわ津梁ネットワーク運営費の改定の件、④その他(電子カルテ情報共有サービス概要案内(厚労省))について、それぞれ報告および協議を行った。

②については、候補施設を4施設に決定した他、構築費等の調整で5施設目が可能となった場合に優先的に行う補欠として1施設を選定した。また、③については、病院は33,000円/月、診療所等は11,000円/月に改定する方向で進めることが、本会理事会に上程することに決定した。

なお、②および③については本日の理事会における協議事項6および協議事項7において協議し、原案どおり承認決定した。

**お知らせ**

**沖縄県医師会会費減免制度について(ご案内)**

本会では高齢・疾病・出産育児等の事由による会費減免制度を設けております。下記減免手続き等、詳細については本会事務局までお問い合わせください。

減免事由	疾病	出産・育児	卒後5年間	高齢
対象者	傷病等により医療機関を1か月以上にわたって閉鎖若しくは診療に従事しない会員	出産された(これから出産予定の)女性会員で、出産・育児休業取得者(日医は休業取得・未取得は問わない)	すべての会員	年齢が満77歳に到達した会員
減免期間	閉鎖若しくは診療に従事しなくなった翌月から再開若しくは再従事するに至った月まで。その期間に応じ、月割計算の方法によって算出した額が免除となる	出産した日の属する年度の翌年度1年間 例:平成29年4月1日出産した場合→平成30年度が減免	医学部卒業後の5年間(年度単位)	年齢が満77歳に到達した翌月から免除。但し、2名以上の医師がいる施設においては、1名はA会員の会費を納入する
申請	必要	必要	必要	不要
添付書類	診断書	母子手帳の写	不要	不要

※本減免制度の利用を希望する場合は、当該年度の1月末までに申請ください。

【問合せ先】 沖縄県医師会 経理課 TEL: 098-888-0087